


災害ハザードエリアにおける開発許可等の取扱いについて

令和4年4月1日より、市内の市街化調整区域において、下表の災害ハザードエリアを含む開発行為等（都市計画法の許可）については、下記の安全対策・避難対策が開発許可等の条件となります。災害ハザードエリアについて、ハザードマップ等で事前にご確認の上、申請をお願いします。

災害ハザードエリア	根拠法令	開発許可等の制限・条件		市内指定状況 (R4.3 現在)	
		自己の居住の用	左記以外		
災害レッドゾーン	災害危険区域	建築基準法第 39 条第 1 項 ⇒県条例により「急傾斜地崩壊危険区域」が該当	根拠法令による 建築制限に適合 させること。	原則、開発禁止 (法第 33 条第 1 項第 8 号)	指定あり
	地すべり防止区域	地すべり等防止法第 3 条第 1 項			—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項			指定あり
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項			指定あり
	浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第 56 条第 1 項			—
浸水ハザードエリア等	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項	マイ・タイムライン（避難計画）の作成を求めます。	指定あり	
	浸水想定区域	水防法第 15 条第 1 項第 4 号(洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれがある土地の区域に限る。) ⇒①洪水による浸水想定深さが 3.0m以上の区域 ②家屋倒壊等氾濫想定区域 が該当。			※マイ・タイムラインについては 鹿嶋市HP「Web 版マイ・タイムライン を作成しましょう！」に掲載しています。 

注意：開発許可等の条件とは別に個別の法律において、建築物の構造等に制限がかかる場合があります。

【問い合わせ先】

鹿嶋市役所 都市整備部 都市計画課 建築係
0299-82-2911（内線 413・414）